

令和5年定例第1回市議会会議録(第1日)

令和5年2月28日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 河野 | 一仁 | 9番 | 上津原 | 博 |
| 2番 | 森 | 弘子 | 10番 | 荒卷 | 隆伸 |
| 3番 | 村上 | 義徳 | 11番 | 瀬口 | 健 |
| 4番 | 奥 | 由美子 | 12番 | 壇 | 康夫 |
| 5番 | 吉原 | 政宏 | 13番 | 中尾 | 眞智子 |
| 6番 | 末吉 | 達二郎 | 14番 | 中島 | 一博 |
| 7番 | 古賀 | 義教 | 15番 | 宮本 | 五市 |
| 8番 | 前原 | 武美 | 16番 | 牛嶋 | 利三 |

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 梶嶋晋治 | 係長 | 宋由美子 |
| 参与 | 田中裕樹 | 書記 | 大木新介 |

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | |
|---------------|-------|--------------------|-------|
| 市長 | 松嶋盛人 | 企画振興課長 | 木村勝幸 |
| 副市長 | 三重野直美 | 財政課長 | 大坪康春 |
| 教育長 | 待鳥博人 | 健康づくり課長 | 田中聡美 |
| 監査委員 | 平井常雄 | 福祉課長兼福祉事務所副所長 | 末吉建 |
| 総務部長 | 西山俊英 | 環境衛生課長 | 宮崎眞一 |
| 市民部長兼市民課長 | 松尾和久 | 農林水産課長 | 坂本生治 |
| 保健福祉部長兼福祉事務所長 | 盛田勝徳 | 商工観光課長 | 猿本邦博 |
| 環境経済部長 | 坂田良二 | 建設課長 | 城戸邦宏 |
| 建設都市部長 | 松尾武喜 | 上下水道課長 | 甲斐田裕士 |
| 教育部長 | 藤吉裕治 | 統計調査課長兼行政委員会事務局長 | 松藤典子 |
| 消防長 | 北嶋俊治 | 介護支援課長兼地域包括支援センター長 | 宮崎真由美 |
| 総務課長 | 平川貞雄 | 介護支援課高齢者支援係長 | 平野寿美 |

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査、定期監査）
- (4) 請願付託の報告について
- (5) 議員派遣報告

- (6) 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）
- (7) 施政方針説明
- (8) 議案一括上程
- (9) 提案理由説明
- (10) 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- (11) 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- (12) 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- (13) 同意第4号 監査委員の選任について
- (14) 同意第5号 公平委員会委員の選任について
- (15) 承認第1号 専決処分の承認について（専決第1号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第9号））
- (16) 議案第1号 みやま市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- (17) 議案第2号 みやま市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- (18) 議案第3号 個人情報保護制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (19) 議案第4号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定について
- (20) 議案第5号 みやま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- (21) 議案第6号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (22) 議案第7号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (23) 議案第8号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (24) 議案第9号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (25) 議案第10号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (26) 議案第11号 みやま市立学校施設設備利用条例及びみやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (27) 議案第12号 みやま市歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- (28) 議案第13号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (29) 議案第14号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (30) 議案第15号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (31) 議案第16号 みやま市高田多目的研修所条例を廃止する条例の制定について
- (32) 議案第17号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (33) 議案第18号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (34) 議案第19号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (35) 議案第20号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (36) 議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (37) 議案第22号 みやま市道路線の廃止について
- (38) 議案第23号 みやま市道路線の認定について
- (39) 議案第24号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第10号）
- (40) 議案第25号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (41) 議案第26号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (42) 議案第27号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (43) 議案第28号 令和4年度みやま市水道事業会計補正予算（第2号）
- (44) 議案第29号 令和5年度みやま市一般会計予算
- (45) 議案第30号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (46) 議案第31号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (47) 議案第32号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (48) 議案第33号 令和5年度みやま市用地特別会計予算
- (49) 議案第34号 令和5年度みやま市水道事業会計予算
- (50) 議案第35号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算

午前 9 時 30 分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから令和 5 年定例第 1 回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

また、3 番村上義徳君におかれましては、会期中、質疑及び一般質問の再質問を着席のまままで発言されること、起立採決を挙手で行われることを許可しておりますので、皆さん方にはこのことを御承知おきお願いしたいと思います。

日程第 1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会におきまして協議をいただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。前原議会運営委員会委員長お願いします。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和 5 年定例第 1 回市議会の運営につきまして、2 月 17 日に議会運営委員会を開催いたしました。その内容について御報告を申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、請願 4 件、同意 5 件、承認 1 件、議案 35 件でございます。

本会議の会期は本日 2 月 28 日から 3 月 16 日までの 17 日間といたします。

その日程でございますが、既に皆様方に資料として配付しておりますので、御参照の方よろしくお願い申し上げます。

次に、審議方法について申し上げます。

請願第 1 号から請願第 4 号までの 4 件につきましては、総務常任委員会へ付託といたします。

同意第 1 号から同意第 5 号までの同意 5 件及び承認第 1 号の承認 1 件につきましては即決といたします。

議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 件につきましては、総務常任委員会へ付託といたします。

議案第 10 号及び議案第 16 号から議案第 18 号までの 3 件、議案第 21 号及び議案第 23 号までの

3件につきましては、産業建設常任委員会へ付託いたします。

議案第11号から議案第15号までの5件につきましては、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

議案第19号から議案第20号までの2件及び議案第24号から議案第28号までの5件につきましては即決いたします。

議案第29号から議案第35号までの7件につきましては、予算審査特別委員会へ付託いたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの17日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの17日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、8番前原武美君、9番上津原博君、両名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査、定期監査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員お願いします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めましておはようございます。まず、例月出納検査の結果について御報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する

出納状況でございます。

検査の結果、現金の出納及び保管について、令和4年10月分から12月分までの各月月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、金融機関残高証明書及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

次に、令和4年度定期監査の結果を申し上げます。

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定により、毎年期日を定めて行うもので、本年度は令和4年11月7日から11月21日までの期間で、人件費、工事請負費、補助金等を中心に、各事業の管理及び出納、その他の事務の執行状況を主眼に監査いたしました。

また、現金を取り扱う課を対象に、運用方法や保管方法等の確認と指導を行いました。

監査の結果につきましては、支払い事務等は適正に処理されておりましたが、次の点については改善を求めます。

1点目は職員手当についてでございます。時間外勤務が突出して多い部署が見受けられたので、業務の改善や人員の配置などにより、時間外手当の縮減を図られることを望みます。

2点目は補助金についてでございます。補助金の交付に際しては、補助対象者の事業計画や繰越金等を精査し、補助金の交付額を引き続き検討されることを望みます。

なお、詳細につきましては、別添お手元の監査報告書を御高覧賜りたいと存じますが、今後も最少の経費で最大の効果を上げるよう、行財政改革で経費節減の推進に努められるよう望むものであります。

以上、例月出納検査の結果と令和4年度定期監査の結果についての御報告を終わります。

日程第4 請願付託の報告について

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．請願付託の報告について。

請願第1号及び請願第2号 ワンヘルスの推進に係る請願について、紹介議員の説明を求めてまいります。4番奥菌由美子君。

○4番（奥菌由美子君）

皆様おはようございます。4番奥菌由美子です。

請願第1号及び請願第2号 ワンヘルスの推進に関する請願について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症は、人間が罹患する感染症の過

半数を占めるもので、動物から人に、また、人から動物に伝播可能な感染症であり、そのための備えとして、人の健康、動物の健康、環境の健全性を一体的に守るワンヘルスの実践に基づく感染症対策が世界的に必要とされています。

福岡県は、ワンヘルスの実践拠点となるワンヘルスセンターをみやま市にある保健医療経営大学閉校後の跡地に整備することを決定し、現在、令和9年度の供用開始に向けた建設計画が進められております。

ワンヘルスに関する最先端の調査研究を行う施設が設置されることにより、医師、獣医師、薬剤師、環境の専門家等の連携、協力が促進され、このみやまの地が国内はもとより、世界におけるワンヘルスの推進並びに医学界の一層の発展に貢献できるものと期待するものであります。

請願要旨として、1点目に、これまでの誘致の経過を尊重し、福岡県によるワンヘルスセンターの整備が円滑に進むようお願いしたいという1点目と、2点目に、みやま市においてもワンヘルスの政策を推進していただくようお願いしたいとの請願でございます。

何とぞ皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、請願第3号及び請願第4号 ワンヘルスの推進に関する請願について、紹介議員の説明を求めてまいります。3番村上義徳君お願いします。

○3番（村上義徳君）

請願第3号、第4号について説明申し上げます。

ワンヘルスの取組については、人と動物及び環境健全は一体であり、健康は一つという理念の下、これを一体的に守ることが喫緊の課題とされております。

そして、この取組の研究の核となる施設である県の保健環境研究所がみやま市に移転の計画であるということが県知事より発表されました。これに動物保健衛生所を併設し、ワンヘルスセンターとして整備される予定です。

国際的研究機関にもなり得るこの施設整備により、交流人口の増加による市内の人流や観光活性化などにも期待が持てるところです。

当市にとっての将来的に継続する大きな付加価値となり得ると思われるため、ワンヘルスの政策を進めていただき、交流人口の増加と観光地域づくりを推進していただきたく、議員の皆さんにも御理解を賜り、採択いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

請願第1号から第4号までの4件につきましては、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第5 議員派遣報告

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 議員派遣報告を議題といたします。

令和4年定例第2回市議会及び令和4年定例第4回市議会におきまして議決をされた議員派遣につきまして、お手元に配付の議員派遣結果報告のとおり、議員を派遣いたしましたので、報告をいたします。

日程第6 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）

○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 諸般の報告、各一部事務組合の経過報告につきまして議題といたします。

まず、柳川みやま土木組合議会の報告を求めます。1番河野一仁君。

○1番（河野一仁君）（登壇）

皆様おはようございます。それでは、私のほうから柳川みやま土木組合議会の経過報告を申し上げます。

去る2月14日に開催されました令和5年第1回定例会におきまして、令和5年度一般会計予算ほか、条例制定の3議案が上程されました。

令和5年度一般会計予算については、柳川みやま土木組合の使命であります管内水利施設の維持管理及び農業用水の適正なる水利配分を行うために施設整備を行うことを基本とし、できるだけ国、県の補助事業を活用し、分担金の抑制に努め、限られた財源を有効活用し、市からの負託に応えるとともに、健全な財政運営に留意した予算編成がなされております。

予算規模は、歳入歳出それぞれ339,700千円となり、前年度と比較すると、額にして53,700千円、率にして18.8%の増額となっております。

主な事業は、補助事業の農村環境整備事業、土地改良施設維持管理適正化事業、新規事業の流域湛水減災対策事業による樋門及び水路護岸整備工事費が計上されております。

また、土木組合が管理しております瀬高町本郷地内にある北受場樋門が、県営ため池等整備事業で令和5年度より改修される計画であります。

令和5年度におけるみやま市の一般分担金は42,381千円で、前年度より6,056千円の増額、

特別負担金は19,658千円で、前年度より3,754千円の増額となっており、水路、樋門等の整備が促進されます。

みやま市内においては、補助事業の農村環境整備事業で瀬高町太神の2地区で樋門整備工事、水路整備工事を適正化事業で瀬高町河内地区の樋門整備工事、新規事業の流域湛水減災対策事業で瀬高町小川地内のしゅんせつ工事、一般単独工事で瀬高町本郷、河内地区の水路整備工事、泰仙寺地区の樋門整備工事が予定されています。

また、水路管理特別分担金としてみやま市が5,000千円予算計上され、返済川筋のしゅんせつ工事が予定されており、大雨対策に寄与することになります。

いずれも慎重な審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、有明生活環境施設組合議会の報告を求めてまいります。13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、有明生活環境施設組合議会の報告を行います。

令和5年第1回有明生活環境施設組合議会の定例会が去る2月15日開催されました。

今定例会に提出された議案は全6議案で、条例の改正などが3件と新年度予算が3件ございました。

初めに、条例に関する議案から報告いたします。

まず初めに、定年引上げを目的とした地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、当組合で制定している関係条例、組合職員の定年等に関する条例並びに組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を一部改正し、また、組合職員の再任用に関する条例を廃止したものであります。

2つ目の条例改正といたしましては、令和5年4月1日から地方公共団体等も個人情報保護委員会の監視対象に一元化されることになり、これまで当組合独自に個人情報保護条例を制定しておりましたが、全国的な共通ルールが規定されるため、全部改正を行い、個人情報の保護に関する法律施行条例を定めたものであります。

3つ目につきましては、組合で制定しております八幡町2行政区地域振興事業補助金交付のための基金条例等の一部を改正しております。

主な内容といたしましては、補助金の活用を促進するために、これまで限定していた用途を緩和したこと、基金運用益処理における会計区分などを整理した改正内容であります。

次に、新年度の予算関連議案について御報告いたします。

まず、火葬施設有峰苑みやま柳川の運営に関する経費と事務局運営の総括的な経費を賄う予算であります令和5年度有明生活環境施設組合一般会計予算は、予算総額104,222千円、前年度比で65,928千円、率にして38.75%の減額となっております。

減額の主な理由といたしましては、令和4年度に旧火葬施設有峰苑の基金積立金などの63,723千円を構成市、柳川市とみやま市ですぬへへ返還する清算事業を行ったことによるものです。これにより、令和5年度の一般会計予算は、施設運営管理を中心とした経常的な予算編成となっております。

次に、ごみ焼却施設関連の令和5年度有明生活環境施設組合クリーンセンター施設運営特別会計予算と令和5年度ごみ焼却施設建設事業特別会計予算についてであります。

まず、クリーンセンター施設運営特別会計予算は、稼働2年目となります有明ひまわりセンター施設の管理運営を目的としたもので、予算総額は585,431千円、前年度比で17,183千円、率にして3%の増額となっております。

増額の主な理由といたしましては、クリーンセンター施設管理基金の積立金を10,000千円増額したこと、それから、焼却灰の処分経費を8,976千円増額したことによるものです。

主な事業費といたしましては、予算総額の81%を占めるごみ焼却施設の包括的な運営委託料475,000千円、次いで焼却灰の処分関連経費が78,236千円、クリーンセンター施設管理基金への積立金20,000千円となっております。

また、ごみ焼却施設建設事業特別会計予算におきましては、予算総額を2,500千円とし、ごみ焼却場までの道路沿いにおける施設案内板の増設を計画しております。

以上の6議案が上程され、全て議案が慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

最後に、昨年3月に稼働したごみ焼却施設有明ひまわりセンターは、今2月末でちょうど1年を迎えます。施設運営も順調に進んでおり、コロナ禍ではありますが、施設見学受入れも昨年12月には1,000人の見学者数を達成しております。

なお、団体で参加された見学者の中には、家族にも見せたいと再度御家族で来場されるなど御好評をいただいているところでもあります。

また、柳川市、みやま市、両市民のごみ削減意識もますます高まっているようであり、大変喜ばしく感じているところでございます。

これからも施設運營業務など試行錯誤を繰り返しながらではございますが、組合執行部、議会がしっかりと手を携え、市民の負託に応えて努力してまいりたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、私のほうから福岡県南広域水道企業団議会の報告をいたします。

当企業団議会は、令和5年2月16日に第1回定例会を開催いたしました。定例会に上程されました令和5年度福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計予算など6議案は全て可決をされました。

当企業団は、安全で良質な水の安定供給により、県南地域住民の生活向上と地域発展に貢献するというようなことで基本目標を定め、福岡県南地域の生活基盤であります水道施設の整備を進めております。

令和4年度で第2期拡張事業が完了し、令和5年度は荒木浄水場中央監視制御装置更新工事などの建設改良工事のほか、第2期水道施設耐震化事業の実施計画業務を行う予定であります。

用水供給の状況といたしましては、令和5年度の1日平均供給水量は10万2,722立米で、年間総供給水量を3,759万6,252立米と見込んでおります。

続きまして、令和5年度予算の概要につきまして申し上げます。

収益的収支につきましては、事業収益は6,004,077千円で、事業費用は4,464,595千円であります。事業収益から事業費用を差し引いた1,539,482千円から消費税を差し引いた353,293千円が当年度利益として計上をされております。

資本的収支につきましては、資本的収入が939,535千円に対し、資本的支出は4,401,544千円でございます。差引き3,462,009千円の不足につきましては、全額損益勘定留保資金等々で補填する予定でございます。

以上、簡単ではありますが、報告を終わります。

日程第7 施政方針説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 市長の施政方針の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めましておはようございます。これより施政方針を述べさせていただきます。少々お時間を拝借いたします。よろしくお願い申し上げます。

本日、ここに令和5年第1回みやま市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新年度の施政方針を申し上げます前に、職員の不祥事が続きますことに、市民の皆様並びに議員の皆様におわびを申し上げます。

昨年12月議会におきまして、度重なる職員の不祥事が発生したことについて、一般質問はもとより、全ての議員の皆様から御意見や御指摘をお受けいたしました。そして、不祥事を起こさないよう再発防止策に取り組み、市民の皆様の信頼回復に努めることを申し上げました。その後、組織のガバナンスを強化することを目的にコンプライアンス研修等を実施してまいりましたが、またも不祥事が続き、市民の皆様には多大なる御迷惑をおかけいたしました。不祥事が度重なることは、私のマネジメントが不十分であり、そして、組織としての倫理や責任及び使命感が希薄であると言わざるを得ません。

組織の再生は、市民の皆様の信頼を著しく損ねたことを、私をはじめ、職員一人一人がどれだけ深く感じているか、そして、これからどう対処すべきかを真剣に考えることにかかっております。今は不祥事が続く事態を重く受け止め、猛省しており、心から深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、令和5年度施政方針を申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年10月より市長の2期目を担わせていただくことになり、4か月が過ぎました。この間、12月議会におきまして、2期目、4年間の施政方針をお示しいたしました。

今回は、令和5年度の当初予算案を交え、重点施策及び第2次みやま市総合計画に基づく具体的施策について申し上げます。

さて、政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを5類へ移行することを決定いたしました。感染拡大から4年目に入り、新型コロナ対策は大きな転換点を迎え、公費支援や医療体制の見直しなど、ウイズコロナ時代における市民生活について様々な視点から議論されることとなります。

また、ウクライナ情勢の悪化等により、生活物資や原材料等の価格、電気料金等が高騰し、市民生活や地域経済は甚大な影響を受けており、その対策は急務であります。

さらに、本年1月には10年に1度の寒波により、空き家などの給水管が破裂したことで配水池の水位が低下し、市内の一部で給水を減圧するなどの措置を講じることとなりました。出水期には線状降水帯の発生による集中豪雨や大型で強い台風が襲来するなど、1年を通して甚大な被害をもたらす自然災害が激化しております。

こうした状況の中、市政を担うリーダーに求められる責務は非常に重大であると痛感しております。みやま市長として、市民の皆様からの負託にお応えするため、強い使命感を持ち、諸課題に真摯に向き合い、全身全霊を尽くして職務を全うする覚悟でございます。

初めに、令和5年度の重点施策について御説明いたします。

1点目は、ワンヘルスの推進でございます。

令和5年度は、ワンヘルスの推進体制を強化するために、行政機構を改編し、企画振興課内にワンヘルス総合推進室を設置いたします。

また、各部署が横断的に連携するためのワンヘルス推進会議を設置し、みやま市ワンヘルス実践促進ビジョンを策定しながら、県と連携した実践を推進してまいります。

さらに、市内の各種団体で構成するみやま市ワンヘルス推進協議会を設置し、ワンヘルス推進に関する継続的な協議、検討を進めてまいります。

ワンヘルス推進事業につきましては、新規事業はもとより、ワンヘルスの視点から既存事業を整理し、53,560千円の予算を計上しております。予算資料にその概要をまとめて掲載しておりますので、御参照ください。

このワンヘルス推進につきまして、市民の皆様には御理解をいただくため、ワンヘルス・フォーラムの開催や出前講座等を通じて市民の皆様の意識醸成を図りますとともに、広報やホームページ、SNS等による啓発活動に力を入れてまいります。

さらに、教育委員会では、全小・中学校の教育課程にワンヘルス教育を取り入れ、大江小学校を研究指定校とし、令和6年度に開催されます生活・総合筑後地区研究大会での成果発表を予定しております。未来を担う子供たちがワンヘルスを理解し、ワンヘルスを実践できるよう人材育成に努めてまいります。

また、大学跡の土地、建物に係る県への譲渡契約は、本年6月議会に上程し、皆様の御審議をいただくことといたしております。よろしく願いいたします。

2点目は、防災体制の強化でございます。

みやま市国土強靱化地域計画に基づき、迅速かつ適切に対応できる防災体制の強化に努め

てまいります。

まずは、災害対策本部に被害情報の一元化を図り、また、市民の皆様には被害情報を提供するために、新たに災害情報を集約した災害情報等公開システムを導入してまいります。

地域防災力の強化では、自主防災組織の組織化を加速し、地域の防災リーダーとして防災士の育成に努めてまいります。また、個別避難計画について、自主防災組織や福祉専門職等の方々と連携し、支援の必要性が高い方から順次作成してまいります。

防災意識の高揚のために、校区防災マップの作成や洪水・土砂災害ハザードマップを更新し、4年ぶりに展示型の防災訓練を実施いたします。

防災への施設設備では、洪水や浸水対策として水中ポンプを設置し、強制排水の機能を高めてまいります。また、内水氾濫防止などの雨水対策では、老朽化した下庄雨水ポンプ場の長寿命化を進め、ポンプの機械、電気設備を更新してまいります。さらに、豪雨等による農業施設からの重油流出の対策として、防油堤、浸水防止壁等の設置を引き続き支援してまいります。

新たに水田が持つ貯水機能に着目し、大雨の際に雨水を一時提供に貯水し、ゆっくり排水することで河川等の急激な水位上昇を防ぎ、下流域の浸水被害を軽減する田んぼダムモデル事業に取り組んでまいります。

3点目は、デジタル田園都市国家構想への取組でございます。

令和5年度は、第2次みやま市総合計画の前期基本計画の最終年度となります。この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市民生活や社会経済活動など、私たちを取り巻く環境は大きく変化してまいりました。ウイズコロナ社会を迎え、国は全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現するデジタル田園都市国家構想を掲げ、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定したデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定いたしました。これを受け、本市におきましても、令和6年度を起点とする総合計画の後期基本計画と新たな総合戦略を一つのものとして策定し、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

4点目は、出産・子育て支援事業の取組でございます。

本年4月に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されます。「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトとし、子供の最善の利益を第一として、子供の視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指しております。本市といたしましても、安心して

出産、子育てができるよう、新たに妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査に取り組み、さらに、近隣に先駆け子ども医療費の一部助成を18歳まで拡充いたします。

5点目に、地球温暖化防止に向けた脱炭素化の取組でございます。

第2次地球温暖化対策実行計画を着実に実行し、温室効果ガスの排出量の削減を促進し、国が選定する脱炭素先行地域100の認定に向けた取組を進めてまいります。地域脱炭素の取組は、暮らし、産業、交通等のあらゆる分野で地方創生に寄与するものであり、本市の魅力と生活の質の向上に資するものと考えております。

6点目は、企業誘致の推進でございます。

みやま柳川インターチェンジなどの交通の利便性を生かした誘致活動を推進してまいります。インターチェンジ北側の計画地では、産業団地の造成に向けて立地企業を募集し、経済波及効果や雇用創出効果が見込まれる企業の選考を進めているところでございます。

令和5年度につきましては、産業団地の用地買収を進めるとともに、関係法令の手続を進め、令和7年3月の完成に向けた造成工事に取りかかる計画であります。交通利便性に優れたインターチェンジ周辺に産業団地を造成し、新たな企業が立地することにより、産業の振興と雇用を創出してまいります。

7点目は、持続可能な行財政運営の推進でございます。

本市の財政状況でございますが、令和3年度の決算におきまして、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.7%と依然として高い水準を示しており、歳出に対する歳入の不足分について、基金の繰入れにより収支の均衡を図っている状況が続いております。

近年の大型プロジェクトの財源として、地方債による多額の借入れを行ったことにより、起債残高は令和5年度末で約267億円となる見込みであります。

起債償還に交付税措置がなされる過疎対策事業債をはじめ、有利な地方債を借り入れておりますが、交付税措置以外の部分は一般財源で対応することとなるため、実質的な起債残高を注視しながら起債計画を策定してまいります。

また、こうした財政需要に対応するため、国、県の補助制度を積極的に活用するとともに、堀池園団地跡地などの市有財産の処分や、ふるさと納税による自主財源の確保を図りながら、引き続き、『「成長」と「健全化」が両立し得る財政基盤の構築』を目指し、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

以上、令和5年度の重点施策を申し上げましたが、御理解、御協力を賜りますようお願い

いたします。

次に、令和5年度当初予算におけるまちの可能性を引き出し、持続可能な質の高い行政サービスを実現するための具体的事業につきまして、第2次みやま市総合計画の基本計画に掲げます7つの政策分野に沿って御説明いたします。

初めに、「魅力あふれる住みやすいまちづくり」について申し上げます。

まず、計画的な土地利用の推進でございます。

みやま市都市計画マスタープランにつきまして、策定から10年ほどが経過し、社会情勢や都市基盤の整備状況などが大幅に変化したこと及び第2次みやま市総合計画との整合性を図る必要があることから改定をいたします。

次に、利便性の高い地域交通体系の整備でございます。

集落間を結ぶ幹線道路の整備は、車両運行の円滑化と歩行者の安全に寄与し、地域活力のさらなる向上に資することから、社会資本整備総合交付金を活用し、坂田・竹飯線など日常生活に密着した道路について、地域の実態を踏まえた計画的な整備を推進してまいります。

県道高田山川線の国道208号までの延伸整備は、有明海沿岸道路への交通アクセスの向上のみならず、地域振興にも資することから、県と連携、協力して事業を推進してまいります。

公共交通機関の利便性の確保では、みやま市地域公共交通計画に基づき、持続可能な地域公共交通の確保に努めてまいります。コミュニティバス事業の有効活用を検討し、乗合タクシーなど新たな仕組みを取り入れることにより利便性を向上させ、持続可能な地域公共交通体系の構築を目指してまいります。

自動運転サービス事業は、県補助制度を活用しながら社会実装を継続してまいります。

一方、将来の運行につきまして、中山間地域における自動運転サービスの有用性や費用対効果などを十分に検討した上で方向性をお示しいたします。

また、駅周辺の整備では、西鉄開駅前の道路において、送迎車や待機車による通行の妨げを解消する観点から、西鉄開駅前駐車場を整備してまいります。

次に、良好な住宅環境の整備でございます。

空き家対策では、空き家実態調査を実施し、みやま市空き家等対策計画を改定いたします。空き家のデータを基に、所有者に適正管理を呼びかけ、保安上危険な老朽家屋については、その撤去を支援し、また、利用可能な空き家については、空き家バンク制度を積極的に奨励することで、住宅環境の整備はもとより、移住・定住につなげてまいります。

次に、心やすらぐ公園・緑地の整備でございます。

都市公園の整備では、老朽化する施設の修繕、更新費用などの平準化を図るために、高田濃施山公園、瀬高中央公園夢広場などの長寿命化計画を策定してまいります。

次に、上下水道の整備でございます。

まず、上水道事業は、瀬高、高田地区の配水管が老朽化し、更新の時期を迎えております。漏水が多発する区域を中心に布設替えを計画的に推進してまいります。また、引き続き瀬高配水池の本体築造工事に取り組んでまいります。

公共下水道事業では、公共下水道整備計画に基づき、令和5年度は下庄地区及び初瀬町行政区内汚水枝線の管渠布設工事に取り組んでまいります。

次に、移住・定住の促進でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、東京一極集中から地方への回帰の動きが生まれました。この機を逃さず、みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実行するとともに、ウイズコロナの中、本市のよさである自然の豊かさ、人のつながり、そしてワンヘルスを推進するまちとして、シティプロモーション戦略に基づいた様々な施策を実施し、本市の魅力や可能性、暮らしの豊かさを積極的に発信し、移住・定住の促進に努めてまいります。

また、東町団地跡地に続き、宅地分譲を目的に堀池園団地跡地や有明海沿岸保全事務所跡地の市有財産を民間に売却し、定住を促進してまいります。

2点目の「自然を育む安全安心なまちづくり」について申し上げます。

まず、地域が一体となった循環型社会の形成でございます。

ゼロカーボンシティみやまの実現に向け、2030年度を目標とする第2次みやま市地球温暖化対策実行計画を着実に実行し、温室効果ガス排出量の削減に向けた施策を推進してまいります。

また、ごみ分別・リサイクルなどを通して、ごみ焼却量の削減や省エネ相談・診断、EV充電スポットの導入などを推進するとともに、ゼロカーボン講座、ゼロカーボンマイスター育成事業などの環境教育を充実し、市民の皆様の環境に対する意識を醸成してまいります。

柳川市との共同による有明ひまわりセンターは、本格稼働をして1年が経過いたしました。この間、市民の皆様の御協力により、本市では前年比約2割の燃やすごみの減量化を図ることができました。今後も市民の皆様と力を合わせ、燃やすごみの減量に積極的に取り組んでまいります。

また、旧清掃センター跡地につきましては、リサイクルのためのストックヤードの建設を計画しており、令和5年度から2か年の解体工事に着手してまいります。

次に、エネルギー政策の推進でございます。

みやまスマートエネルギー株式会社との連携を強化し、再生可能エネルギーの地域資源を最大限に活用することにより、エネルギーの地産地消に取り組んでまいります。

また、市内の事業者を対象とした省エネセミナーの開催や相談、診断事業を進め、ゼロカーボンシティに向けた取組を推進してまいります。

次に、消防・救急体制の充実でございます。

筑後地域消防指令センターとの連携による災害情報の一元化・共有化を推進してまいります。また、関係機関との協力体制を拡充させ、さらには、大規模災害発生時などにおける広域的な消防応援体制を確保することで、複雑、多様化する災害に迅速に対応してまいります。

また、消防業務における知識、技術を習得するための各種研修を実施し、より専門的な職員の育成に努めてまいります。

さらに、近年の救急需要の増加や高度化に対応するため、救急救命士や救急隊員の研修、教育を継続的に行い、職員の能力向上を図ることで救急体制を強化してまいります。

デジタル技術の活用に係る取組では、火災予防分野の申請、届出の電子申請を開始するとともに、イベントの際には、新たにVR（仮想現実）機器を活用した体験型の防火・防災教育を推進してまいります。

消防団活動では、消防団が行う啓発活動などへの支援制度を新たに設け、さらには、活動しやすい体制づくりと安全性を確保するための必要な装備や資機材を充実させることにより、将来にわたり持続できる団員の確保に努めてまいります。

次に、防犯対策・交通安全対策の推進でございます。

安全・安心まちづくり推進協議会や防犯協会などの関係機関と連携し、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。安全なまちづくりに向け、LED型防犯灯への取替えを促進し、地域との連携による防犯対策の充実強化に努めてまいります。

交通安全対策では、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を促進し、引き続き、高齢者の交通事故防止の取組を強化するため、運転免許証の自主返納者に対し助成してまいります。

3点目の「地域の特色を生かした活力あるまちづくり」について申し上げます。

まずは農林水産業の振興でございます。

本市の基幹産業である農業では、担い手、後継者不足を解消するため、JAみなみ筑後や福岡県南筑後普及指導センターと連携し、親元就農を含む新規就農者支援を強化してまいります。

また、ICTを活用したスマート農業の推進や老朽化した土地改良施設の機能回復及び防災・減災による災害に強い農業を支援し、生産力の強化や農業所得の向上に努めてまいります。

さらに、農業者と地域が一体となり、中山間地域直接支払事業や多面的機能支払事業を活用した耕作放棄地の解消に取り組み、適切な農地保全を進めてまいります。

有害鳥獣対策では、イノシシなどの侵入防止柵の購入助成を拡充し、また、駆除に係る人的支援を行い、猟友会と連携した駆除体制を一層強化してまいります。

道の駅みやまを地産地消の拠点として活用し、引き続き、地元の特産品のPRと農業者等の所得向上に努めてまいります。

農業基盤整備では、山川町甲田地区において、かんきつ等の農地規模拡大による生産量の向上や高品質な山川みかん栽培等を目指すため、山間地基盤整備事業へ本格的に着手いたします。また、高田地区の暗渠排水事業を完了し、経営基盤の強化や生産力の向上に努めてまいります。

林業振興につきましては、県の補助事業や国の森林環境譲与税を活用して、森林所有者意向調査を行い、荒廃した森林や竹林の再生整備を推進してまいります。

漁業の振興では、江浦漁港の施設環境を保全し、安全で円滑な漁業活動を確保し、利便性の向上につなげてまいります。また、高田漁協の赤水対策事業を支援し、地域の環境保全に努めてまいります。

次に、商工業の振興でございます。

JR瀬高駅をまちの玄関口としたJR瀬高駅周辺活性化計画に基づき、県道瀬高停車場線の老朽化している街路灯整備など、JR瀬高駅及び周辺市街地の活性化に向けた取組を進めてまいります。

事業者支援では、新たな雇用による地域活性化や雇用に伴う移住・定住を促進するため、新規創業者に空き店舗の利活用などを勧め、移住・定住につなげてまいります。また、積極的に生産性向上に取り組む小規模事業者に対する支援を強化してまいります。

また、コロナ禍により疲弊している店舗や商店街などに対し、融資預託金を拡充し、地域経済の再生に寄与してまいります。さらに、デジタル地域通過を活用したポイント給付事業に取り組み、地域経済の活性化を推進してまいります。

次に、観光の振興でございます。

観光事業につきましては、本市の多様な地域資源を生かし、観光振興に関する施策を積極的に推進してまいります。

九州オルレみやま・清水山コースでは、九州オルレ認定地域協議会との連携を強化しながら、国内外より観光客の誘客や地域経済の活性化につなげてまいります。

また、本市の豊かな自然、文化、筑後広域公園スポーツ施設等を生かし、人々との交流を通して余暇を楽しむスポーツツーリズムとグリーンツーリズムを組み合わせた事業を推進してまいります。

さらに、着地型観光に力を入れ、観光協会と連携強化しながら、地域資源を活用した体験プログラム「みやまぶらり旅」の充実を図り、ウイズコロナに対応した旅行者のニーズに沿った観光を推進してまいります。

4点目の「健やかに暮らせる福祉のまちづくり」について申し上げます。

まず、健康づくりの推進でございます。

新型コロナウイルス感染症対策では、感染拡大防止と重症化リスクの軽減のために、地元医師会の御協力の下、ワクチン接種を継続してまいります。

健康診査事業では、移動手段の確保が困難な方のために、タクシー料金助成事業を新設し、受診率向上に努めてまいります。

また、市民の皆様がいつまでも健康な歯でおいしい食事ができ、健やかで豊かな高齢期を迎えていただくために、新たに歯周病検診事業に取り組んでまいります。

次に、安心して産み、育てられる子育て支援の推進でございます。

将来を担う子供を安心して産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制づくりを推進いたします。

また、子育て世代を包括的に支援するみやま子育てサポートセンターでは、出産後の母親の心身のケアや育児サポートを目的とした産後ケア事業を充実してまいります。

さらに、出産・子育て応援交付金事業を活用して、妊婦・子育て家庭が、妊娠期から出産・子育てまで一貫して安心して相談できる体制を充実し、様々なニーズに即した必要な支

援サービスにつなぐ伴走型相談支援と、妊娠届後及び出産後にそれぞれ50千円を給付する経済的支援を一体のものとして推進してまいります。

子育て支援拠点事業では、乳幼児を持つ親と子が集うつどいの広場を中心に、子育てによる負担感を緩和する機能の充実に努めてまいります。

また、保育事業では、よりよい保育環境を整備するため、岩田幼稚園の園舎改修及び竹井愛児園の大規模修繕を支援してまいります。

さらに、家庭児童相談室では、DVや虐待などの事案が増加傾向にあり、早期に適切な対応が必要なため、引き続き、要保護児童対応アドバイザーを配置して相談体制を充実してまいります。

次に、生涯現役のまちづくりの推進でございます。

本市の高齢化率は、令和4年10月現在におきまして39.0%となっており、今後、高齢化率は上昇を続け、令和22年には46.4%に達し、2人に1人は65歳以上高齢者となる見込みでございます。

このような状況を踏まえ、引き続き、誰もが住み慣れた地域で認知症や要介護者となっても、地域の一員として互いに支え合いながら、自分らしく暮らし続けられるまちづくりを目指してまいります。

令和5年度は、令和6年度から令和8年度までの第9期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定いたします。また、コロナ禍での生活様式の変化を踏まえ、介護予防教室の開催や地域が主体となる通いの場の立ち上げ支援などを進めてまいります。

一方で、介護人材の不足が懸念されていることから、介護員養成研修受講費の補助や、介護事業所と連携しながら、県が実施する人材確保事業の積極的な周知や支援に努めてまいります。

さらに、市内介護事業所等の御協力の下開催してきました認知症サポーター養成講座につきましては、対象者を幅広い世代とし、認知症を正しく理解することで、認知症の方が安心して地域で暮らせるまちづくりを進めてまいります。また、認知症予防教室を開催し、教室終了後も引き続き自主活動ができるようサポートしてまいります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的取組では、運動機能や認知機能の低下を防ぎ、健康状態が維持できるよう早期治療や予防に努めてまいります。

次に、障がい者がいきいき暮らせる環境づくりの推進でございます。

障がいのある方が地域社会の中で生きがいを持って暮らせるよう、第2次みやま市障がい者基本計画等を推進しながら、相談支援や福祉サービスを充実してまいります。また、令和6年度から3年間の実施計画となる第7期みやま市障がい福祉計画・第3期みやま市障がい児福祉計画を策定してまいります。

次に、安心とゆとりのある地域福祉の実現でございます。

令和5年度からの計画である第3次みやま市地域福祉計画を推進し、自助、互助・共助、公助により、誰もが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進してまいります。

5点目の「豊かなこころを育むまちづくり」について申し上げます。

本市の伝統や文化、風土、温かい人の和の中で子供たちを育み、ふるさとみやまを愛し、みやまに貢献する人づくりを目指してまいります。

まず、生きる力を育む学校教育の充実でございます。

ウイズコロナ社会を迎え、新しい生活の様式の下、学校生活に工夫を凝らし、児童・生徒が行きたい、学びたい、楽しいと思える学校を目指し、学校教育活動を充実してまいります。

学校におけるいじめや不登校などへの組織的な対応として、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、適応指導教室「さくら」との連携強化を図りながら取り組んでまいります。

また、災害時や通学時の学校教育活動における危機管理を強化し、児童・生徒の安全・安心な学習環境や学校づくりに努めてまいります。

令和5年度は、教職員が子供たちに向き合う時間を増やし、きめ細かな指導によるより質の高い教育の実現を狙いとした2学期制を試行してまいります。

I C T機器を活用した学習では、研究や研修を重ねた結果、教職員の能力は着実に向上しており、今後も授業支援デジタルツール等を効果的に活用することで、より質の高いI C T教育を推進してまいります。

学校再編事業では、高田地区関係者の皆様の多大なる御尽力の下、令和5年4月に高田小学校の開校を迎えることができ、心から感謝いたします。令和5年度は体育館の実施設計に着手してまいります。

次の瀬高中学校と東山中学校の学校統合につきましては、まず、保護者、地域の皆様の御意向を把握するためのアンケート調査を実施し、統合協議会設置に向けた準備を進めてまいります。

また、児童・生徒が夢や希望を持ち、主体的に進路を選択、決定し、生涯にわたって自己実現ができる能力を育成するため、キャリア教育や異校種間連携をさらに深め充実してまいります。

さらに、ワンヘルス教育を推進してまいります。

ワンヘルスの行き着く先は、人、動物、地球の命の大切さであり、ワンヘルスの理念を学習することは、児童・生徒が成長する上で大きな影響を与えるものと確信しております。

学校給食費補助につきまして、折からの物価高騰対策といたしまして、物価高騰分を全額市が負担するとともに、引き続き、全児童・生徒を対象に、1人一月1千円を上限に補助することで保護者負担を軽減してまいります。

次に、地域教育力の充実でございます。

次世代の学校・地域創生みやまプロジェクト委員会における学校と地域の連携協働体制づくりを推進しながら、地域の人材を生かした学校支援活動、地域支援活動、家庭支援活動が定着する取組を充実してまいります。

新たに南筑後地域の中学校2年生を対象に、地域に縁のある各界著名人等による実体験を交えた講義、体験、グループワーク等で構成する合宿型リーダー育成プログラムを県と連携して取り組んでまいります。

次に、生涯学習の推進、文化・スポーツの振興でございます。

市民の皆様の自主的な文化・スポーツ活動を支援するとともに、生涯にわたって学習できる魅力ある学習講座や研修会など、学習機会を引き続き充実してまいります。

昨年10月に総合市民センターMIYAMAXが開館いたしました。議員の皆様をはじめ、市民の皆様には、雨漏りの発生などから御心配をおかけいたしております。不備な点を解消しつつ、利用者の声に耳を傾け、より利用しやすく親しまれる施設となるよう、管理運営体制を確立してまいります。

また、県の筑後広域公園を核としたエリア整備の中でスポーツ・文化によるにぎわいの場が創出されております。本市では、閉校となった小学校の跡地活用などにより、この地域にさらなる付加価値を見出し、総合的な活用を推進してまいります。

次に、多様な交流の推進でございます。

越前町との児童交流事業は、幸若舞の縁による貴重な交流であり、今後も創意工夫を凝らして交流を進めてまいります。

2020東京オリンピック・パラリンピックでの事前キャンプを縁としたオセアニア諸国との国際交流事業は、柳川市との協議会を継続し、児童・生徒のウェブによる交流を進めてまいります。

6点目の「協働で進めるまちづくり」について申し上げます。

まずは住民参画によるまちづくりの推進でございます。

広報紙、ホームページ、SNS、テレビのデータ放送広報サービス等の媒体を通じ、最新情報をタイムリーにお届けするとともに、的確で分かりやすい情報提供に努めてまいります。

また、主要な計画を策定する際には、市民意識調査やパブリックコメントを積極的に取り入れ、市政に対する御意見、御提案を反映する公聴制度を推進してまいります。

さらに、市民の皆様と行政の協働による魅力あるまちづくりを進めるために、引き続き、主体的に協働に取り組む団体を支援してまいります。

次に、人権尊重や男女共同参画のまちづくりの推進でございます。

人権課題が複雑化してきており、その解決に当たりましては、人権意識を高め、お互いの多様性を認め合うことがとても大切になります。そのための人権教育の推進や相談体制を充実し、人権尊重理念の啓発に努めてまいります。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、第2次みやま市男女共同参画基本計画に基づき、性別に関わりなく、仕事や地域活動などに積極的に参画でき、全ての個人がその個性と能力を十分に発揮できる社会の確立を目指してまいります。

最後に、7点目の「健全で効率的な行財政運営」について申し上げます。

まず、簡素で効率的な行政運営の推進でございます。

本市が抱える課題を解決するためには、国、県との連携が非常に重要であると認識いたしております。特にワンヘルスの推進に当たりましては、県とのより一層の連携、協力体制を構築してまいります。

デジタル化の推進では、国による行政手続のオンライン化、標準化等への対応を進め、ワンストップ窓口など、デジタルを活用した独自の業務改善に努めてまいります。

マイナンバーカードは、デジタル社会のパスポートであり、カードの取得向上に係る取組により、今やその申請件数は運転免許証を超え、国内で最も普及した本人確認のツールとなっております。運転免許証、保険証、診察券など利用範囲が拡大されることから、職員がマイナンバーカード専用車両にて自宅や病院、施設などに足を運び、カードの申請、受け取

りをサポートする出張サービスを充実し、カードの普及に取り組みます。また、カード利用者の利便性の向上と事務事業の効率化に努めてまいります。

次に、持続可能で健全な行政運営の推進でございます。

財政状況は、冒頭で申しましたように、厳しい財政運営が見込まれるものと認識いたしております。持続可能な行財政運営を進めるに当たり、新たな行財政改革の指針となる行政改革プランを策定し、職員と一丸となって効率的な行政運営を行い、財政の健全化を推進してまいります。

また、ふるさと納税を活用した財源確保のため、返礼品の商品開発や新規ポータルサイトへの加入を進めるとともに、企業版ふるさと納税の確保に向け、私自身がトップセールスに励んでまいります。

学校跡地の有効活用では、これまでの学校跡地検討委員会の御意見を踏まえ、閉校した跡地の活用基本計画案を策定中、もしくは策定済みでございます。本郷小学校跡地につきましては、今後追加のサウンディング調査を行うなど、引き続き計画を精査してまいります。また、新たに高田地区の統合で閉校となる学校跡地につきましても、学校跡地検討委員会を立ち上げ、有効活用につきまして御協議をいただいております。

以上、申し上げました総合計画の7つの政策を中心に予算編成を行った結果、一般会計の当初予算額は19,973,000千円を計上いたしております。

本市の未来の扉を開くワンヘルスを積極的に推進し、安全・安心のまちづくり、DXやゼロカーボンなど、時代の潮流に沿った持続可能で魅力あるまちを見据えながら、将来にわたり子や孫が住み続けたいと思うまちの実現に向け、全力で市政運営に取り組んでまいります。

結びに、令和5年度の市政運営に対する御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

長時間の御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は11時5分から再開したいと思います。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 議案の一括上程を行ってまいります。

同意第1号から第5号までの5件、承認第1号の1件、議案第1号から第35号までの35件を一括議題といたします。

日程第9 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、本議会に御提案いたします議案の概略につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております同意第1号 教育委員会委員の任命についてから議案第28号 令和4年度みやま市水道事業会計予算（第2号）までの41件でございます。

内訳といたしましては、教育委員会委員、監査委員及び公平委員会委員の同意案件合わせて5件、また、承認案件1件につきましては、出産・子育て応援交付金事業についての予算の補正を行うもので、妊娠から出産・子育てまで、一貫した伴走型相談支援と経済的支援を実施するための経費について迅速に支援する必要があることから、専決処分をいたしております。

議案の35件につきましては、みやま市長の給与の特例に関する条例をはじめとする条例の制定、改廃のほか、工事請負契約の変更契約の締結、市道路線の廃止・認定、予算の補正及び来年度当初予算を御提案しており、詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

日程第10 同意第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第1号 教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、井上正明氏の任期が令和5年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市教育委員会委員に再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

井上氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託を省略することと決定をいたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第1号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号 教育委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

日程第11 同意第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。はい、どうぞお願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第2号 教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、北原八州子氏の任期が令和5年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市教育委員会委員に再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

北原氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第2号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号 教育委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

日程第12 同意第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第3号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、樺島靖子氏が一身上の都合で令和5年3月31日をもってみやま市教育委員会委員を辞任されるのに伴い、今回新たに大塚美智恵氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

大塚氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、前任者の残任期間となる令和6年3月31日までとなっております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第3号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号 教育委員会委員の任命については同意することと決定をいたしました。

日程第13 同意第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 同意第4号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第4号 監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平井常雄氏の任期が令和5年3月31日で満了するのに伴い、新たに河野信祐氏を、みやま市監査委員のうち識見を有する者として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

河野氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第4号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第4号 監査委員の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第14 同意第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 同意第5号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第5号 公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、吉原守生氏の任期が令和5年3月31日で満了するのに伴い、新たに管原淳子氏をみやま市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

管原氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第5号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第5号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第5号 公平委員会委員の選任については同意することと決定をいたしました。

日程第15 承認第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 承認第1号 専決処分の承認について（専決第1号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様改めましてこんにちは。それでは、承認第1号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を実施するための経費について、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年1月5日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決第1号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算にそれぞれ26,585千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23,166,384千円といたしております。

まず、予算書4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費ですが、年度内に給付が完了しないため、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、歳入予算について御説明をいたします。予算書は7ページからでございます。

15款2項2目の出産・子育て応援交付金17,722千円は、歳出予算と連動し計上いたしております。補助率3分の2でございます。

次に8ページ、16款。県支出金も国庫支出金と同様に歳出予算と連動し計上しており、補助率6分の1でございます。

続いて9ページ、20款1項1目、前年度繰越金4,433千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

引き続き歳出予算の主なものについて御説明いたします。予算書10ページでございます。

3款2項4目の出産・子育て応援交付金事業費は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時の関連用品や子育て支援サービス等の利用負担軽減を図るなどの経済的支援を実施するもので、事務経費のほか、18節に出産・子育て応援給付金26,500千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第1号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認について（専決第1号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第9号））は承認することと決定をいたしました。

日程第16 議案第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第1号 みやま市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第1号 みやま市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正されたことに伴い、令和5年4月より、個人情報保護制度が国の法律の下、一元化されることから、法律上、条例で定める必要がある事項、また、地方公共団体の実情に合わせ条例で定めることができる事項について取りまとめた法施行条例を制定するものであります。

条例の主な内容でございますが、第1条及び第2条は、条例の趣旨や用語の定義を定めております。

第3条では、法による要配慮個人情報以外に条例において定める要配慮個人情報を規定し、第4条においては、保有個人情報の開示請求に係る手数料について定めております。

第5条から第8条にかけては、開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る決定、期限延長等について定めております。

続いて第9条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合についてのみやま市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定め、第10条では、制度の運用状況について、市独自でも公表を行うことを定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第1号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第17 議案第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第2号 みやま市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第2号 みやま市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い本市の個人情報保護条例を廃止することから、当該条例を設置根拠としておりました、みやま市情報公開・個人情報保護審査会の新たな設置根拠として条例を制定するものであります。

当審査会につきましては、本市の情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、情報公開の開示決定及び保有個人情報の開示決定に対する審査請求が行われた際の諮問機関として設置されておりますが、国全体の個人情報保護制度の改正により、個人情報保護条例を廃止することとなったこと、また、別に設置しております、みやま市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務の大半ができなくなることから、審議会の役割を当審査会に統合し、新たな体制の下、審査会を設置するものとしております。

条例の主な内容でございますが、第1条及び第2条は、条例の趣旨や所掌事務を列挙しております。

所掌事務につきましては、従来からの情報公開及び保有個人情報の開示決定等に係る審査請求の調査審議のほか、議案第1号にもありました個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことについての諮問、また、情報公開制度の運用に関する調査審議などを所掌といたしております。

次に、第3条では組織の構成人員を、第4条から第7条までは、委員の委嘱要件や任期、利益相反の対応、秘密保持、会長及び会議の成立、会議の非公開について規定いたしております。

次の第8条からは、審査会の調査権限、意見の陳述など、調査審議についての手続を規定

いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第2号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第18 議案第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第3号 個人情報保護制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第3号 個人情報保護制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う制度変更により、関係する条例について規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、まず、第1条のみやま市情報公開条例につきまして、国の情報公開法及び個人情報保護法の用語に合わせ、従来より「公文書」としておりました文言を「行政文書」に改めることや、条例の規定についての整理、また、議案第2号のみやま市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴う、条例中の審査会に関する規定の削除等を行っております。

次に、第2条及び第3条につきましては、先ほどの、みやま市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定により審査会に統合されるみやま市情報公開・個人情報保護審議会について、附属機関及び非常勤特別職報酬からの削除を行っております。

第4条及び第5条につきましては、制度改正に伴う引用規定を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑

を終わります。

議案第3号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第19 議案第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第4号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第4号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、職員による不祥事が続く事態を重く受け止め、自らを戒め律するため、令和5年4月1日から同年6月30日までの3か月間、市長の給料月額を20%減額する条例を制定するものでございます。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第4号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第20 議案第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第5号 みやま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第5号 みやま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法の規定に基づき、本市における条例等に基づく行政手続等について、書面に加えて情報通信技術を活用したオンラインによる手続を可能とするため、新たに条例を制定するものでございます。

国は、デジタル社会の実現に向け、同法により法令で行政手続等を書面で行うことが定められている場合にあっても、個別の法令を改正することなく情報通信技術を活用したオンラインによる手続を可能とすることを定めております。

同様に、本市におきましても、法令の適用を受けない条例等に基づいて書面により行うこととされている行政手続等についてオンラインによる手続を可能とするため、市の業務全般にわたる通則的な条例を整備するものでございます。

条例の主な内容でございますが、第1条では制定の目的、第2条では、条例で使用する用語の定義について定めております。第3条及び第4条では、オンラインによる申請、処分通知に係る手続について、第5条及び第6条につきましては、データ等の電磁的記録による縦覧や作成、保存に関して規定しております。第7条からは、この条例の適用除外となるものや添付書面の省略について、また、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表について定めております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第5号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第21 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第6号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第6号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の規定により、本市が独自に個人番号を用いて手続を行う事務として、

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を新たに追加するとともに、本市で異なる機関に特定個人情報の提供を求めることができる事務として、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務等を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

国では、生活保護における医療扶助のオンライン資格確認や公金受け取り口座を活用した公的給付の支給等が進められておりますが、外国人の生活保護においてマイナンバーを利用する場合は独自利用のための条例を定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第6号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第22 議案第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第7号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松藤統計調査課長兼行政委員会事務局長お願いします。

○統計調査課長兼行政委員会事務局長（松藤典子君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。

それでは、議案第7号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、市議会議員選挙及び市長選挙における公費負担の対象につきまして条例を改正するものでございます。

本市では、従来より選挙運動用の自動車の使用及びポスターの作成について公費負担の対象といたしておりましたが、近隣自治体における状況も踏まえ、誰もが立候補しやすい環境を整え、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、公費負担の対象に選挙運動用

ビラの作成にかかる費用を新たに加えるものでございます。

公費負担の内容につきましては、ビラ1枚当たりの上限が7円73銭、頒布枚数の上限は、市議会議員選挙では4,000枚、市長選挙では1万6,000枚といたしております。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第7号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第23 議案第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第8号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第8号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税共通納税システムを利用した電子納付の拡大やコンビニ収納サービスの利便性の向上の観点から、令和5年度より本市の市税及び使用料等に係る督促手数料の徴収を廃止するため、条例を改正するものでございます。

現在、本市では、市県民税をはじめとする市税や使用料等につきましては、納期限を過ぎても納付されない場合、納期限から20日以内に督促状を発送し、1か月を過ぎますと100円の督促手数料を徴収いたしております。

この督促手数料につきまして、税制改正により、令和5年度から地方税共通納税システム及びQRコードを利用したキャッシュレス納付等の電子納付手続の拡大措置が講じられます。これにより、指定金融機関以外での金融機関での納税、納付も可能となる上、納期限を過ぎた納付書でも受付可能となるため、督促手数料を徴収することができない場合が発生することとなります。

また、平成27年度から実施しておりますコンビニ納付サービスにつきまして、納期限を過ぎて督促手数料が発生した場合は、コンビニ店舗における当初の納付書での支払いが不可能

となるため、市が再度発行した督促手数料込みの納付書を使用しなければならず、納税、納付される皆様がスムーズに支払いをできない状況がございます。

こういった電子納付などの納付手段の拡大やコンビニ及び金融機関といった収納窓口の負担軽減、また、納税者、納付者の利便性の向上の観点から、今回の税制改正を機に督促手数料の徴収を廃止するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第8号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第24 議案第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第9号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾市民部長兼市民課長お願いします。

○市民部長兼市民課長（松尾和久君）（登壇）

皆さんこんにちは。議案第9号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本市における国民健康保険の給付費等により、福岡県が算定した令和5年度の国民健康保険事業費納付金・標準保険料率本算定結果通知に基づき、国民健康保険税の必要額を課するための税額の算定に係る税率などを改善するものでございます。

国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で構成しておりますので、各区分ごとに御説明をいたします。

まず、医療給付費分につきましては、所得割額の率を7.77%から7.86%に、被保険者均等割額を28,190円から29,012円に、世帯別平等割額を28,699円から29,674円に改めております。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、所得割額の率を2.52%から2.78%に、被保険者均等割額を8,877円から9,978円に、世帯別平等割額を9,037円から10,206円に改めております。

最後に、介護納付金分につきましては、所得割額の率を2.21%から2.26%に、被保険者均

等割額を9,980円から10,345円に、世帯別平等割額を7,784円から8,065円に改めるものでございます。

また、こうした算定基礎額の改正に伴い、低所得者に対する税の軽減等につきましても、同様に改めるものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第9号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第25 議案第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 議案第10号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂田環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

それでは、議案第10号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第6条に規定する同意基本計画の計画期間の延長に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、令和5年3月31日までを期限とする現行の基本計画の計画期間が延長されることに伴い、固定資産税を課税免除する対象施設の設置期限につきまして、これまでの「令和5年3月31日」から「同意基本計画の計画期間内まで」と改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第10号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第26 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第26. 議案第11号 みやま市立学校施設設備利用条例及びみやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。藤吉教育部長お願いします。

○教育部長（藤吉裕治君）（登壇）

改めましてこんにちは。

それでは、議案第11号 みやま市立学校施設設備利用条例及びみやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、高田小学校の開校に伴い、岩田小学校、二川小学校、江浦小学校及び開小学校が閉校となることから、利用に供する学校施設、学校跡地施設の一部を変更する必要があるため、条例を改正するものでございます。

内容につきまして、まず、第1条の改正は、別表に掲げる夜間照明設備から閉校となる4校の運動場の項目を削除し、新たに開校する高田小学校運動場を追加するものでございます。

次に、第2条の改正は、閉校となる岩田小学校、江浦小学校、開小学校の体育館及び運動場につきまして、地域住民のスポーツレクリエーションの場として有効活用を図るため、条例第2条の表に3校の体育館及び運動場を追加し、併せて別表の夜間照明設備使用料を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第11号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第27 議案第12号

○議長（牛嶋利三君）

日程第27. 議案第12号 みやま市歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。藤吉教育部長お願いします。

○教育部長（藤吉裕治君）（登壇）

議案第12号 みやま市歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和5年4月に博物館法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があることから、条例を改正するものでございます。

現在、歴史資料館の設置につきましては、博物館法の規定に基づき条例に定めていますが、博物館法の一部改正により、公立博物館の設置に関する条項が削除をされるため、改めて地方自治法の規定により設置することとするものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第12号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第28 議案第13号

○議長（牛嶋利三君）

日程第28. 議案第13号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。盛田保健福祉部長兼福祉事務所長お願いします。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（盛田勝徳君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。議案第13号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正及び子ども家庭庁設置法の施行による法改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、放課後児童健全育成事業所等の設備及び運営に関する

安全計画の策定等の義務化、昨年9月に発生いたしました認定こども園の送迎バスの園児置き去り事故を受け、バス送迎に当たっての安全管理の徹底についての規定の新設、また、施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための必要な措置の明確化などの規定を整備するものでございます。

あわせて、民法において、親権者の子に対する懲戒権の規定を削除する改正が行われたことに伴う、基準中の懲戒権限の濫用禁止に関する規定の削除や、こども家庭庁による子ども・子育て支援法の改正に伴う同法を根拠とする引用規定の条ずれ等の改正も行っております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第13号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第29 議案第14号

○議長（牛嶋利三君）

日程第29. 議案第14号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き盛田保健福祉部長兼福祉事務所長をお願いします。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（盛田勝徳君）（登壇）

議案第14号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、障がい者施設等に入所した場合の特例の対象となる施設を追加する必要があることから、条例を改正するものでございます。

追加する施設といたしましては、老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法第8条第11項に規定する介護保険特定施設及び同条第25項に規定する介護保険施設でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第30 議案第15号

○議長（牛嶋利三君）

日程第30. 議案第15号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。盛田保健福祉部長兼福祉事務所長お願いします。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（盛田勝徳君）（登壇）

議案第15号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を変更するため、条例を改正するものでございます。

国民健康保険の出産育児一時金につきましては、現行では、被保険者が出産した場合、出産児1人につき出産育児一時金本体の408千円に産科医療補償制度掛金相当分12千円を加算し、総額420千円を限度に支給しております。

国の社会保障審議会医療保険部会において、令和4年度の全施設の出産費用の平均額を勘案し、出産育児一時金の支給額を令和5年4月1日より全国一律で500千円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令の改正が行われたことに伴い、出産育児一時金本体の額を488千円とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第31 議案第16号

○議長（牛嶋利三君）

日程第31. 議案第16号 みやま市高田多目的研修所条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂田環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

それでは、議案第16号 みやま市高田多目的研修所条例を廃止する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、高田多目的研修所が施設の老朽化が進みますとともに、周辺に他の施設が整備されましたことにより、近年、利用者が極端に少なくなったことから、公用財産として活用を図るものであります。教育委員会に移管し、文化財を保管、管理するための施設として用途変更するために条例を廃止するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、これで質疑を終わります。

議案第16号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第32 議案第17号

○議長（牛嶋利三君）

日程第32. 議案第17号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）

皆様改めましてこんにちは。では、議案第17号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、福岡県から公園施設の引渡しを受けた楠田川親水公園について市の公園として追加するため、条例を改正するものでございます。

本公園は、福岡県が楠田川改修工事に伴い、ワークショップを開催し、地元の意見を聞きながらニコニコのり九州工場北側の楠田川沿いに整備を進めてきたもので、このたび完成し、公園施設の引渡しを受けたものでございます。

以上、御説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第17号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第33 議案第18号

○議長（牛嶋利三君）

日程第33. 議案第18号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）

議案第18号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市定住促進住宅山川団地の共益費の徴収について、規定の不備を修正するため、条例を改正するものでございます。

定住促進住宅山川団地の共益費につきましては、管理組合が創設されておらず、市において徴収、電気料金等の支払いを行っておりますが、現在、条例において消費税抜き額を規定しているものが消費税非課税科目であったことから、規定の不備について正しく規定し直すものでございます。

定住促進住宅にお住まい、また、お住まいであった住民の方々には深くおわび申し上げますとともに、議員の皆様におかれましては、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第18号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第34 議案第19号

○議長（牛嶋利三君）

日程第34. 議案第19号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を求めます。藤吉教育部長お願いします。

○教育部長（藤吉裕治君）（登壇）

議案第19号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和4年第1回定例議会にて可決いただきました統合小学校電気設備工事におきまして、当該工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の主な内容でございますが、まず、児童や通行車両への安全対策として、児童昇降口の前を通る架空線を地中埋設へ変更するものでございます。

また、コロナ対策予算にて購入しておりました換気用扇風機の各教室への取付けなど、これらの工事に関する経費が増加しましたことから、請負金額を860,200円増額し、182,085,200円とするものでございます。

資料として、契約内容表、変更工事内訳書を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第19号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第19号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決をされました。

ここで暫時休憩をいたします。午後の会議は13時30分で再開をいたします。

午後0時16分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き午後の会議を再開してまいりたいと思います。

日程第35 議案第20号

○議長（牛嶋利三君）

日程第35. 議案第20号 工事請負契約の変更契約の締結について提案理由の説明を求めます。藤吉教育部長お願いします。

○教育部長（藤吉裕治君）（登壇）

それでは、議案第20号 工事請負契約の変更契約の締結について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和4年第1回定例議会にて可決いただきました統合小学校機械設備工事におきまして、当該工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の主な内容でございますが、まず、建築確認中間検査において指摘を受けておりました、既設体育館への延焼防止対策として、管理棟の外部ダクトに防火ダンパーを設置するものでございます。また、コロナ禍において混雑解消を図るため、手洗い施設の増設など、これらの工事に関する経費が増加しましたことから、請負金額を2,812,700円増額し、237,772,700円とするものでございます。

資料として、契約内容表、変更工事内訳書を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第20号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第20号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決をされました。

日程第36 議案第21号

○議長（牛嶋利三君）

日程第36. 議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結について提案理由の説明を求めます。松尾建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）

それでは、議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和4年3月議会定例会にて可決いただきました道路災害復旧工事につきまして、当該工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容としましては、鋼管杭工の打ち込み工法を変更する必要があるため、請負金額を15,364,800円増額し、158,747,600円とするものでございます。

資料として、契約内容表、変更工事内訳書、変更平面図を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第21号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第37 議案第22号

○議長（牛嶋利三君）

日程第37. 議案第22号 みやま市道路線の廃止について提案理由の説明を求めます。松尾建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）

それでは、議案第22号 みやま市道路線の廃止について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線の廃止をするものでございます。

廃止する路線につきましては別紙の表の左端の番号ごとに御説明いたします。

まず、番号1の5路線につきましては、圃場整備に係る県営農村総合整備事業に伴い廃止するものでございます。

次に、番号2の路線につきましては、開発行為に伴い廃止するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第22号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第38 議案第23号

○議長（牛嶋利三君）

日程第38. 議案第23号 みやま市道路線の認定について提案理由の説明を求めます。松尾建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）

それでは、議案第23号 みやま市道路線の認定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものでございます。

認定する路線につきましては、別表の表の左端の番号ごとに御説明いたします。

まず、番号1の路線につきましては、県道湯辺田瀬高線（小田工区）道路改良事業に伴い、県道湯辺田瀬高線の一部を重複認定するものです。

次に、番号2の2路線につきましては、県の砂防事業に伴い、新たに市道路線として認定するものです。

次に、番号3の18路線につきましては、圃場整備に係る県営農村総合整備事業により造成された道路を市道路線として認定するものです。

最後に、番号4の3路線につきましては、開発行為により宅地造成された道路の帰属を受けましたもので、新たに市道路線として認定するものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第23号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第39 議案第24号

○議長（牛嶋利三君）

日程第39. 議案第24号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第10号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。それでは、議案第24号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第10号）について提案理由の御説明を申し上げます。少々長くなりますが、よろしくお願いたします。

令和4年度みやま市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算にそれぞれ90,137千円

を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23,256,521千円といたしております。

まず、予算書6ページの第2表 継続費補正でございます。統合小学校建設事業において入札結果による総事業費の減額及び令和5年度に一部事業を行うために年割額を変更するものでございます。

次に、7ページから8ページまでは第3表 繰越明許費補正でございます。計画に関する諸条件によるものや災害復旧事業、国の補正予算等に併い追加いたします事業など、年度内に完成が見込めない事業につきまして限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、予算書9ページは第4表 債務負担行為補正でございます。翌年度以降に債務を負担するため、県営事業の土地改良区借入れに係る償還金助成金を追加するとともに、入札結果等により翌年度以降の限度額を減額するものでございます。

次に、予算書10ページから11ページまでが第5表 地方債補正でございます。入札結果など各事業費の増減等に併い、追加及び変更を行うものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。予算書は14ページからでございます。

予算書14ページ、まず、11款 地方交付税は、決算見込みにより一般財源を調整して追加をいたしております。

次に、予算書飛びまして16ページをお願いいたします。15款1項の国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金、障害児通所等支援給付費負担金の追加や子供のための教育・保育給付費負担金の減額など、歳出予算と連動して計上いたしております。

続きまして、17ページ、15款2項1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金16,533千円は、国庫補助事業の地方負担額追加交付分等でございます。

次に、予算書18ページ、16款1項の県負担金は、国庫負担金と同様に、歳出予算と連動し計上いたしております。

続きまして、19ページの16款2項 県補助金のうち、4目、産地生産基盤パワーアップ事業補助金50,470千円は、園芸農業における施設整備に係る補助金で県100%の補助事業でございます。

次に、予算書20ページ、17款2項1目の土地建物売払収入26,555千円は、旧東町団地跡地の土地売払収入でございます。

続いて、21ページの18款 寄附金は、個人及び株式会社道の駅みやまからの寄附金を計上

いたしております。

次に、予算書飛びまして24ページをお願いいたします。

予算書24ページ、21款4項1目の文化財発掘調査費受託事業収入は、発掘調査の実績に応じて17,000千円を減額いたしております。

次に、予算書飛びまして26ページの22款、市債でございますが、臨時財政対策債や過疎対策事業債の実績に応じた調整、また、国の補正予算に伴います県営事業負担金に対する市債の追加などを計上いたしております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明をいたします。歳出予算は国の補正予算に伴うもの、また、入札結果や決算見込みに応じて調整し、計上いたしております。予算書は27ページからでございます。

まず、2款1項9目、基金費は、合計で170,000千円を追加いたしております。そのうち減債基金積立金は後年度の市債の償還に備えるため1億円を追加いたしております。また、まちづくり振興基金積立金は将来のまちづくり施策の財源とするため50,000千円を追加補正しております。

次に、予算書飛びまして29ページをお願いいたします。

29ページ、3款1項3目の老人福祉費及び4目の障がい者福祉費は、不足見込み分をそれぞれ追加補正いたしております。

次に、予算書30ページ、3款2項2目の子どものための教育・保育給付費においても、決算見込みに応じ、追加または減額をいたしております。

続いて、31ページ、4款1項1目の水道事業高料金対策等補助金は、旧山川町簡易水道区域に対する高料金対策補助金が交付税措置対象外となったため、減額補正をするものでございます。

次に、予算書32ページ、6款1項3目の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金26,231千円は、入札結果により、JAみなみ筑後の山川選果場増設工事に対する補助金分を減額し、低コスト耐候性ハウスの施設整備に対する助成を追加するものでございます。

また、7目の農村地域防災減災事業負担金37,500千円は、県営の三池干拓用排水路改修事業について来年度事業を前倒しして実施することから、県負担金を追加するものでございます。

続いて、予算書33ページ、7款1項2目のプレミアム商品券事業補助金35,000千円は、物

価高騰の影響を受けている市民や事業者の負担軽減を図るため、市内限定のプレミアム商品券を発行するもので、発行額2億円、プレミアム率25%といたしております。

次に、予算書飛びまして35ページをお願いいたします。

予算書35ページ、9款1項、消防費は、2目の消防団員退職報償金及び出動報酬を実績に応じて減額いたしますほか、3目の消火栓維持費負担金7,000千円を追加いたしております。

次に、予算書36ページ、10款2項4目の統合小学校建設事業費は、入札の結果等により、合計146,000千円を減額するものでございます。

次に、予算書飛びまして38ページ、10款4項3目の文化財発掘調査費は、一般事務員報酬などを実績に応じ減額するものでございます。

最後に、予算書39ページをお願いいたします。11款1項、農業用施設補助災害復旧事業費は、入札結果等により、11,000千円を減額するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。この質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。質疑に当たっては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

まず、歳出3款1項3目、老人福祉費の老人保護費に対する質疑を行ってまいります。3番村上義徳君どうぞ。

○3番（村上義徳君）

予算書29ページですね。3款1項3目、老人保護費、そのうちの養護老人ホーム入所措置費、説明の欄に障がい福祉サービス費として事業増加があるという理由が書いてありますけれども、この増加について、まず、この増加の対象となる人数とか、そういったのを把握されておりましたらお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎介護支援課長兼地域包括支援センター長。

○介護支援課長兼地域包括支援センター長（宮崎真由美君）

改めまして、こんにちは。

まず最初に、老人保護費の特別養護老人ホームは含まれるのかということと、増加する

入所措置の対象となる人数はということで事前に頂戴しておりました質問に対してお答えさせていただきたいと思えます。

今回補正をお願いしております措置費は養護老人ホームの入所措置費のみでございます。特別養護老人ホームの措置費は含まれておりません。

なお、本年度、令和4年度、令和3年度含めまして、特別養護老人ホームに措置入所をしている人数はございませんでしたので、併せて御報告させていただきます。

それから、入所措置の対象人数でございますが、当初予算の時点では78名ということで見込んでおりました。これは令和4年度4月時点でも78名の入所者数でございました。ただ、現時点、直近では86名に増えております。そういったところから今回の増額補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

そうしましたら人数は増えているということなんですけども、今後の見込みと申しますかね、当然、こういったことが増えてくるのではないかと思いますけども、今の時点で今後ちょっとこれは増えるというふうには見込んでおられますか。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎介護支援課長兼地域包括支援センター長。

○介護支援課長兼地域包括支援センター長（宮崎真由美君）

現時点で86名を措置しておりますが、実際施設の都合等で入所待ちの方がまだ幾らかございます。そちらのほうは順調に、順調と申しますか、入所が終わりますと、88名程度になるかと予想はしております。ただ、今月また老人ホームの入所判定委員会というのを開催いたしますので、そこで入所の判定がありますと、また措置対象の人数が増えていくこととなりますので、この人数は年々増えていくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

続けてお聞きします。

先ほど特養のほうはこれに入っていないということだったんですけども、特養に対しての入所措置費というのは発生していないんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎介護支援課長兼地域包括支援センター長。

○介護支援課長兼地域包括支援センター長（宮崎真由美君）

特別養護老人ホームに関しましては、介護保険制度を利用しました施設介護サービスのほうで人数のほうの把握はしております。そちらのほうを優先しておりますが、手元の資料で1月時点で581名の方が入所されておまして、それに対する給付費ということでお支払いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに老人保護費に対する質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。

次に、歳出、3款1項4目、障がい者福祉費、自立支援給付費に対する質疑を行ってまいります。3番村上義徳君どうぞ。

○3番（村上義徳君）

障がい福祉サービス費について、これも先ほどと同様、増加ということなんですけども、主な要因というのを教えていただけますか。

○議長（牛嶋利三君）

末吉福祉課長兼福祉事務所副所長。

○福祉課長兼福祉事務所副所長（末吉 建君）

村上議員の御質問にお答えを申し上げます。

障がい福祉サービス費の増加の分ということでございますが、障がい福祉サービスは約20種類のサービスがあるんですけども、令和4年度は大部分のサービスで増加となる見込みでございますが、今回の補正の主なものとしましては、一番大きなものが就労継続支援サー

ビスの増加ということになってございます。

この就労継続支援サービスでございますけれども、増加している理由は利用者数の増加でございます。就労継続支援は一般の事業所で働くことが困難な方に働く場を提供するというふうなサービスでございます。雇用契約を結んで賃金を得るものがA型事業所と申しますが、一方、作業の工賃を受け取るB型事業所というものがございます。A型とB型がございませけれども、A型、B型ともに利用者数が増加となつてございます。A型のほうで前年度比、利用者数で約15%の増加、それから、B型で約7%の増加、こうしたものが就労継続支援サービス給付費の増加ということにつながつてございます。

この利用者の増加のそもそもの要因なんですけれども、この就労継続支援は精神障がいをお持ちの方の利用が多いわけなんですけれども、精神手帳をお持ちの方自体がだんだん増えてきているといったことが背景にございます。

ちなみに令和4年度でおよそ320名の方が今精神手帳をお持ちなんですけれども、これは令和3年度は約300名でございましたので、約20人ほどが令和4年度になって増えているといった状況がございませ。

こうしたことで、就労継続支援はじめ、障がい福祉サービス費が増えてきているといったふうな状況があるということでございます。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で通告による質疑は終わりましたけれども、ほかに自立支援給付費に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。この採決は起立によって行いたいと思います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第24号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決をされました。

日程第40 議案第25号

○議長（牛嶋利三君）

日程第40. 議案第25号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第25号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ258,929千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,661,680千円といたしております。

それでは、歳入予算から御説明いたします。予算書6ページをお願いいたします。

予算書6ページの4款1項1目. 保険給付費等交付金は、歳出予算の決算見込みに応じて調整をいたしております。

続いて予算書7ページ、7款1項1目の前年度繰越金は、一般財源の額を調整して追加をいたしております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。予算書8ページからでございます。

予算書8ページ、2款1項1目. 一般被保険者療養給付費は、医療費の決算見込みに応じて療養給付費保険者負担金50,000千円を追加いたしております。

続いて9ページ、5款1項1目の国保財政調整基金積立金は、国民健康保険事業の安定した運営を確保するため、1億円を積み立てるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を

終わります。

議案第25号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第25号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

日程第41 議案第26号

○議長（牛嶋利三君）

日程第41. 議案第26号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。引き続き大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第26号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ7,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ708,151千円といたしております。

まず、予算書6ページの歳入予算でございますが、1款1項、後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を決算見込みにより追加いたしております。

次に、予算書7ページの歳出予算でございます。

予算書 7 ページ、2 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金及び基盤安定負担金を額の確定に応じて調整いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第26号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第26号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

日程第42 議案第27号

○議長（牛嶋利三君）

日程第42. 議案第27号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第27号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に

ついて提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ2億円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,262,220千円といたしております。

まず、歳入予算でございますが、予算書6ページをお願いいたします。

6ページ、8款1項1目の前年度繰越金は、一般財源の額を調整し追加いたしております。

次に、予算書7ページの歳出予算でございます。5款1項の基金積立金は、介護保険事業の安定した運営を確保するため、介護給付費中期財政調整基金へ2億円を積み立てるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第27号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第27号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補

正予算（第3号）は原案のとおり可決をされました。

日程第43 議案第28号

○議長（牛嶋利三君）

日程第43. 議案第28号 令和4年度みやま市水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。甲斐田上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。では、議案第28号 令和4年度みやま市水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度みやま市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入予算を17,670千円減額し、総額を529,907千円といたしております。

収益的収入予算、1款2項2目. 他会計補助金の減額をいたしております。

他会計補助金は、旧山川町簡易水道区域に対する高料金対策補助金が、合併算定替適用期間の終了に伴い交付税措置の対象となくなつたため、減額するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第28号は会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思いません。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第28号原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第28号 令和4年度みやま市水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

日程第44～第48 議案第29号～議案第33号

○議長（牛嶋利三君）

日程第44. 議案第29号 令和5年度みやま市一般会計予算から日程第48. 議案第33号 令和5年度みやま市用地特別会計予算までの5件について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第29号から議案第33号までの5件は、一般会計と特別会計の令和5年度当初予算をお願いするものでございます。提案理由につきましては一括して御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。またまた少々長くなりますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第29号 令和5年度みやま市一般会計予算を御説明いたします。

予算書のほうは1ページでございます。予算資料も1ページをお願いいたします。

令和5年度みやま市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ19,973,000千円といたしております。前年度と比較して910,000千円の減、率にしてマイナス4.4%となっております。ワンヘルス、デジタル化や脱炭素化の取組などの新たな事業や防災・減災対策事業を推進することにより、新しい時代の潮流に沿った魅力あふれるまちを目指した予算といたしております。

それでは、当初予算案の具体的内容につきまして、歳入予算の主なものを予算書11ページの事項別明細書、及び予算資料21ページ、22ページにより、増減理由を中心に御説明をいたします。予算書は11ページでございます。予算資料21ページでございます。

まず、市財政の根幹となります1款. 市税は、個人市民税及び法人市民税ともに増収を見込んでおります。同様に固定資産税も償却資産の増などにより5.3%の増収を見込んでおります。市税全体では前年度比4.7%増の3,759,743千円を見込んでおります。

次に、2款から12款までの交付金等は、地方財政計画等に応じて計上をいたしております。

そのうち7款. 地方消費税交付金は、国の消費税収が増収となる見込みのため、前年度比

40,000千円増の830,000千円を見込んでおります。

続いて、11款．地方交付税は、公債費の増や国税の増収等により、前年度比2億円増の57億円を計上いたしております。

次に、15款．国庫支出金及び16款．県支出金は、歳出予算に応じて計上をいたしております。

まず、15款．国庫支出金は3,123,150千円で、前年度比67,359千円の減といたしております。新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫補助金の減が主な要因でございます。

次に、16款．県支出金は1,876,661千円で、前年度比357,364千円の減といたしております。これは前年度に瀬高カントリーの改修事業に係る強い農業づくり総合支援事業交付金があったことによるもの等でございます。

次に、19款．繰入金は1,772,557千円で、前年度比185,999千円の増といたしております。財源調整を行うための財政調整基金繰入金1,388,000千円、公債費の償還に充てるための減債基金繰入金1億円などの取崩しを計上いたしております。また、ふるさと納税を活用するため、ふるさとみやま応援基金繰入金255,000千円を計上いたしております。

最後に、22款．市債は1,464,000千円の借入れを見込んでおります。前年度比1,058,000千円の減、マイナス42.0%の大幅減となっております。そのうち過疎対策事業債は918,600千円を計上し、前年度比974,200千円の大幅減となっております。これは統合小学校施設整備事業が大幅減となったことによるものでございます。

続きまして、歳出予算の主な事項につきまして御説明をいたします。予算書のほうは13ページ、予算資料は23ページの増減理由を中心に御説明をいたします。

まず、1款．議会費は171,355千円で、前年度比2,393千円の増といたしております。市議会のタブレット端末導入に伴う通信運搬費の増が主な要因でございます。

次に、2款．総務費は2,251,297千円、前年度比104,905千円の増、率にしてプラス4.9%でございます。情報システム標準化対応業務委託料の増が主な要因でございます。

続いて、3款．民生費は7,556,292千円、前年度比93,514千円の増、プラス1.3%でございます。岩田幼稚園及び竹井愛児園の園舎改修事業等に対する補助金の増が主な要因でございます。

次に、4款．衛生費は1,604,028千円、前年度比106,866千円の増、プラス7.1%でございます。旧清掃センター解体工事費の増が主な要因でございます。

次に、6款. 農林水産業費は1,395,488千円、前年度比564,695千円の減、率にしてマイナス28.8%の大幅減でございます。これは強い農業づくり総合支援事業交付金や産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の減などによるものでございます。

続いて、7款. 商工費は631,719千円で、前年度比242,297千円の増、率にして62.2%の大幅増でございます。産業団地における用地購入費の増が主な要因でございます。

次に、8款. 土木費は1,742,627千円、前年度比18,708千円の減、マイナス1.1%といたしております。これは前年度に瀬高駅・八幡1号線の街路整備事業が完了したことによるものでございます。

次に、9款. 消防費は706,684千円を計上いたしております。前年度比165,876千円の減、マイナス19.0%でございます。救助工作車及び消防団車両購入費の減によるものでございます。

続いて、10款. 教育費は1,678,805千円、前年度比1,070,316千円の減、率にしてマイナス38.9%の大幅減となっております。高田地区4校の統合小学校建設事業費の大幅減などによるものでございます。

次に、11款. 災害復旧費は224,005千円で、前年度比127,102千円の増といたしております。令和3年8月豪雨の過年災害分の増が主な要因でございます。

最後に、12款. 公債費は1,968,895千円で、前年度比231,796千円の増、プラス13.3%でございます。平成30年度過疎対策事業債借入分の元金償還が始まったことなどが主な要因でございます。

以上が令和5年度一般会計予算の概要でございます。

続きまして、特別会計予算について御説明をいたします。特別会計の状況は予算資料の19ページに一覧表をお示ししております。

それでは、議案第30号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算を御説明いたします。予算書のほう257ページをお願いいたします。

令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,408,864千円といたしております。前年度と比較して2,922千円の減でございます。国民健康保険制度改革により、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となっており、歳入では国民健康保険税及び保険給付費等交付金、歳出では保険給付費及び国保事業費納付金が主なものとなっております。

なお、令和5年度においても本市の保険税率を県の標準保険料率のとおり改定する予定といたしております。

続いて、議案第31号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算でございます。予算書301ページをお願いいたします。

令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ737,823千円といたしております。前年度と比較して37,301千円の増でございます。

歳入では後期高齢者医療保険料の増、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込んでおります。

次に、議案第32号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計予算でございます。予算書329ページをお願いいたします。

令和5年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,123,860千円といたしております。前年度と比較し、77,055千円の増、プラス1.5%でございますが、そのうち介護保険事業勘定の総額を5,103,350千円と、介護サービス事業勘定の総額を20,510千円といたしております。3か年計画であります第8期介護保険事業計画の最終年度に当たり、この計画に応じて保険給付費を見込み計上いたしております。また、要支援者などに対する介護予防事業や包括的支援事業費を計上いたしております。

最後に、議案第33号 令和5年度みやま市用地特別会計予算でございます。予算書403ページをお願いいたします。

令和5年度みやま市用地特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3千円といたしております。この会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行のため、用地を先行取得することを目的に設置いたしておりますが、令和5年度も事業計画がございませんので、費目のみの計上といたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第49～第50 議案第34号～議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第49. 議案第34号 令和5年度みやま市水道事業会計予算及び日程第50. 議案第35号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算についての2件について提案理由の説明を求めます。甲斐田上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）

それでは、議案第34号 令和5年度みやま市水道事業会計予算について提案理由の御説明を申し上げます。予算書413ページからになります。

令和5年度予算につきましては、第2条 業務の予定量といたしまして、給水戸数1万1,900戸、年間総給水量242万2,000立方メートル、1日平均給水量6,635立方メートルと見込み、編成いたしております。

建設改良事業につきましては、送配水管の新設・更新、瀬高配水池の改修及び瀬高浄水場更新計画策定業務を予定しております。

それでは、予算案の内容につきまして、まず、第3条 収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

事業収益を528,308千円、事業費用を497,910千円といたしております。

事業収益につきましては、営業収益として水道料金等を502,109千円、また、営業外収益としまして繰入金及び長期前受金戻入などを26,196千円と見込んでおります。

事業費用につきましては、営業費用として、人件費、受水費、修繕費及び減価償却費等を474,632千円、また、営業外費用として企業債の支払い利息等を20,727千円計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入を250,244千円、支出を660,524千円といたしております。

収入につきましては、企業債1億円、出資金64,829千円、工事負担金50,200千円、国庫補助金35,215千円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費として566,373千円、企業債償還金といたしまして87,853千円を計上しております。収入額が支出額に対し不足する410,280千円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたします。

補填財源の明細を447ページに記載しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案第35号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。予算書449ページからになります。

なお、事業ごとの予算書を別添予算資料1ページより添付いたしておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

それでは、令和5年度予算につきまして、第2条 業務の予定量として、接続戸数5,100戸、主な建設事業につきましては、公共下水道管渠整備事業として342,000千円、浄化槽整備事業として169,000千円を予定しております。

それでは、予算案の内容につきまして、まず、第3条 収益的収入及び支出から御説明申し上げます。

事業収益を714,436千円、事業費用を699,436千円といたしております。

事業収益につきましては営業収益として使用料等を320,169千円、また、営業外収益として他会計補助金及び長期前受金戻入等を394,267千円と見込んでおります。

事業費用につきましては、営業費用として、人件費、処理場等の維持管理費及び減価償却費等を657,712千円、また、営業外費用として、企業債の支払い利息等を39,971千円計上しております。

次のページをお願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入を630,245千円、支出を755,592千円といたしております。

収入につきましては、企業債165,600千円、他会計出資金65,931千円、他会計補助金142,936千円、国庫補助金215,000千円、県補助金12,677千円、分担金及び負担金28,101千円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費として606,099千円、企業債償還金といたしまして147,741千円を計上しております。

収入額が支出額に対し不足する125,347千円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたします。

補填財源の明細を481ページに記載しておりますので、御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから令和5年度予算の審議に入りますが、今後、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査することにいたしておりますので、質疑については簡潔をお願いいたします。

質疑は議案第29号から議案第35号まで一括して行ってまいります。

本件につきましては質疑の通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで休憩せんでもいいですか。休憩はせんでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのままいいですか。

それでは、お諮りをいたします。議案第29号から議案第35号までの7件は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託をいたしまして審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第35号までの7件は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することと決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は3月1日となっておりますので、御承知おきください。

午後2時35分 散会